

# 「指定居宅介護支援」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。  
社会福祉法人 一関市社会福祉協議会  
ケアプランセンター興田  
第0372700120号

当事業所はご契約者に対して指定居宅支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

## ※ 居宅介護支援とは

契約者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

- ◆ ご契約者の心身の状況やご契約者とそのご家族等の希望をおうかがいして、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- ◆ ご契約者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ◆ 必要に応じて事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

## ◇◆目次◆◇

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	1
3. 利用料、その他の費用の請求及び支払方法について	2～4
4. サービスの利用方法	5
5. 居宅介護支援の提供にあたって	5
6. 秘密の保持と個人情報の保護について	5～6
7. 虐待防止について	6
8. ハラスメント対策	6
9. 緊急時及び事故発生時の対応方法について	6
10. 指定居宅介護支援内容の見積もりについて	6～7
11. サービスの提供に関する相談、苦情について	7
12. その他	8
13. 重要事項説明の確認・署名	8
(別記①・②)居宅介護支援業務の実施方法等について	9～11

## 1 事業者

事業者名称	社会福祉法人一関市社会福祉協議会
代表者氏名	会長 畠山 博
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	一関市城内1番36号 TEL 0191-23-6020 FAX 0191-23-6024
法人設立年月日	平成18年4月1日

## 2 事業所の概要

### (1) 事業所の所在地等

事業所名称	ケアプランセンター興田
介護保険指定 事業者番号	第0372700120号
事業所所在地	一関市大東町鳥海字細田34-1
管理者氏名	千田 賢
法令遵守責任者	事務局長 千葉 敏紀
連絡先 相談担当者名	TEL 0191-74-3501 FAX 0191-71-3250 所長 千田 賢
事業所の通常の 事業の実施地域	岩手県一関市の区域
開設年月	平成18年4月3日
事業所が行って いる他の業務	無

### (2) 運営の方針と実施概要

運営の方針	<p>① 当事業所の介護支援専門員は、居宅介護支援を行うにあたっては、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう配慮します。</p> <p>② 当事業所の介護支援専門員は、居宅介護支援を行うにあたっては、利用者の心身の状況、そのおかれている環境に応じて、利用者の選択に基づき適切な保健・医療・福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。</p> <p>③ 当事業所の介護支援専門員は、居宅介護支援を行うにあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたって、利用者提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行います。</p> <p>④ 公正中立なケアマネジメントの確保にあたっては、利用者やその家族に対してケアプランに位置づける居宅サービス事業所について複数の事業所の紹介を求めることが可能であり、また、実際にケアプランに位置づけられた当該事業所について、位置付けた理由を介護支援専門員に求めることができます。</p> <p>⑤ 当事業所の介護支援専門員は、居宅サービス計画に基づくサービスの提供が確保されるよう、サービス事業者との連絡調整その他の便宜の提供を行い、介護保険施設への入所を希望する場合にあっては、介護保険施設への紹介その他の便宜を行います。</p> <p>⑥ サービス計画作成にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。</p>
-------	--

## (3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

平日	午前8時30分～午後5時15分
休業日	土・日・祝日・12月29日～1月3日
緊急連絡先	090-9743-6882 営業時間外でも電話等により常時連絡が取れる体制をとっています。

## (4) 職員の体制 ※職員の配置については、指定規準を遵守しています。

職名	資格	常勤	非常勤	常勤換算	指定基準	業務内容
管理者	主任介護支援専門員 介護福祉士	1名		1名		居宅介護支援事業・職員の管理に関すること
介護支援専門員	主任介護支援専門員 介護福祉士	4名		4名		居宅介護支援事業に関すること
	介護支援専門員 介護福祉士	1名		1名		
合計	—	6名		6名		

## (5) 居宅介護支援サービスの内容、利用料

居宅介護支援の内容	提供方法	利用者負担額 (介護保険適用の場合)
① 居宅サービス計画の作成	別記①に掲げる「居宅介護支援業務の実施方法等について」を参照下さい。	要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されますので自己負担はありません。 *利用者の保険料滞納のため、法定代理受領ができなくなった場合、要介護度に応じて下表の金額(1ヵ月当たり)をいただき、「サービス提供証明書」を発行します。後日、市町村の窓口へ提出する事で、全額払い戻しを受けられます。
② 居宅サービス事業者との連絡調整		
③ サービス実施状況把握、評価		
④ 利用者状況の把握		
⑤ 給付管理		
⑥ 要介護認定申請に対する協力、援助		
⑦ 相談業務		

要介護度区分 取扱い件数区分		要介護1・2	要介護3～5
居宅介護支援費 (Ⅰ)	介護支援専門員1人当りの利用者の数が45人未満の場合	居宅介護支援費(i) 10,860円	居宅介護支援費(i) 14,110円
	〃 45人以上60人未満の場合において、45以上の部分	居宅介護支援費(ii) 5,440円	居宅介護支援費(ii) 7,040円
	〃 60人以上の場合において、60以上の部分	居宅介護支援費(iii) 3,260円	居宅介護支援費(iii) 4,220円
居宅介護支援費 (Ⅱ)	介護支援専門員1人当りの利用者の数が50人未満の場合	居宅介護支援費(i) 10,860円	居宅介護支援費(ii) 14,110円
	〃 50人以上60人未満の場合において、50以上の部分	居宅介護支援費(ii) 5,270円	居宅介護支援費(ii) 6,830円
	〃 60人以上の場合において、60以上の部分	居宅介護支援費(iii) 3,160円	居宅介護支援費(iii) 4,100円

その他	居宅介護支援費を算定	所定単位数	看取り期における退院時等にケアマネジメント業務を行い、利用者の死亡によりサービス利用に至らなかった場合
-----	------------	-------	---

※当事業所が運営基準減算に該当する場合は、上記 50/100 となります。また、特定事業所集中減算に該当する場合は、上記金額より、2,000 円を減額することとなります。

※業務継続計画未実施減算及び高齢者虐待防止措置未実施減算が該当する場合には、1/100 減算となります。

※介護支援専門員 1 人当たりの取扱件数が 45 件（50 件）以上又は 60 件以上の場合については、契約日が古いものから順に割り当て、45 件（60 件）目以上になった方から居宅介護支援費（ii）又は（iii）を算定します。

	加 算	加算額	算 定 回 数 等
要介護度による区分なし	初 回 加 算	3,000 円	新規に居宅サービス計画を作成する場合要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合 要介護状態区分が 2 区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合
	入院時情報連携加算 I	2,500 円	病院又は診療所に入院した日のうちに、必要な情報提供を行った場合（入院日以前に情報提供した場合、営業日以外の日に入院した場合の翌日も含む）
	入院時情報連携加算 II	2,000 円	病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に、必要な情報提供を行った場合（営業時間終了後に入院し、入院日から 3 日目が営業日以外の場合は翌日も含む）
	退院・退所加算（カンファレンス無）I	イ 1 回 4,500 円 ロ 2 回 6,000 円	病院、診療所、地域密着型施設または介護保険施設からの退院（退所）にあたり、当該施設の職員と面談を行い必要な情報を受け居宅サービス計画の作成及び、居宅サービスの調整を行った場合。（入院等期間中に 2 回まで）
	退院・退所加算（カンファレンス有）II	イ 1 回 6,000 円 ロ 2 回 7,500 円	連携 3 回を算定できるのは、上記に加え 1 回以上入院中の担当医等との会議（退院時カンファレンス等）に参加し、居宅サービス計画の作成及び、居宅サービスの調整を行った場合に限る。
	退院・退所加算（カンファレンス有）III	連携 3 回 9,000 円	
	緊急時等居宅カンファレンス加算	2,000 円	病院又は診療所の求めにより当該職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行ない、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合。（1 月に 2 回まで）
通院時情報連携加算	500 円	利用者が受診する際に同席し、医師又は歯科医師等に必要な情報提供を行い、医師又は歯科医師等から必要は情報提供を受けた上で居宅サービス計画（ケアプラン）に記録した場合。（1 月に 1 回まで）	

中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数 の5/100	下記の地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、指定居宅介護支援を行った場合
特定事業所加算（Ⅰ）	5,190円	常勤主任介護支援専門員2名以上、常勤介護支援専門員を3名以上配置かつ厚生労働大臣が定める基準に適合する場合
特定事業所加算（Ⅱ）	4,210円	常勤主任介護支援専門員1名以上、常勤介護支援専門員を3名以上配置かつ厚生労働大臣が定める基準に適合する場合
特定事業所加算（Ⅲ）	3,230円	常勤主任介護支援専門員1名以上、常勤介護支援専門員を2名以上配置かつ厚生労働大臣が定める基準に適合する場合
特定事業所加算A	1,140円	常勤主任介護支援専門員1名以上、常勤介護支援専門員1名以上非常勤介護支援専門員1名以上（兼務可）配置かつ厚生労働大臣が定める基準に適合する場合
特定事業所医療介護連携加算	1,250円	特定事業所加算（Ⅰ）～（Ⅲ）のいずれかを取得し、前々年度の3月から前年度の2月までにおいてターミナルケアマネジメント加算を15回以上算定している場合
ターミナルケアマネジメント加算	4,000円	終末期の医療やケアの方針に関する利用者又は家族の意向を把握し、死亡日前14日以内に2日以上居宅を訪問し、記録を主治医及び居宅計画に位置付けたサービス事業者に提供した場合
特別地域居宅介護支援加算	所定単位数 の15/100	居宅介護支援事業所が特別地域にある場合は、所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位に加算する。

※ 中山間地域等：岩手県は全域（但し、特別地域居宅介護支援加算が算定されている地域を除く）

#### (6) その他の費用について

交通費	交通費は無料です。ただし、通常の事業の実施地域を越えて上記中山間地域等提供加算の算定範囲外の地域にサービスを提供した場合は、実費をいただきます。ただし、自動車を使用した場合には、通常の事業の実施地域を越えた地点から1kmあたり25円をいただきます。
-----	--

#### (7) 利用者の居宅への訪問頻度の目安

利用者の状況把握のため、要介護認定有効期間中少なくとも1月に1回介護支援専門員が訪問。

#### (8) 身分証明書携行義務

介護支援専門員は、常に身分証明書を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証明書を提示します。

#### 3 利用料、その他の費用の請求及び支払い方法について

料金が発生する場合、事業者が定める日までにお支払ください。

※ 正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2ヵ月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

## 4 サービスの利用方法

### (1) サービスの利用開始

まずは、電話等でお申し込みください。当事業所の職員がお伺いいたします。

### (2) サービスの終了

#### ア. 利用者の都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出くださればいつでも解約できます。

#### イ. 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事業により、サービスの提供を終了させていただく場合がございますが、その場合は、終了1ヵ月前までに文書で通知するとともに、他の居宅介護支援事業者をご紹介いたします。

#### ウ. 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）または要支援と認定された場合
- ・利用者が亡くなられた場合

#### エ. その他

- ・利用者や家族などが当事業所や当事業所の介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

## 5 居宅介護支援の提供にあたって

- (1) 居宅介護支援提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) ケアマネジメントの公正中立性の確保（利用実績の説明）の観点からケアプランが占める割合、また同一のサービス事業者により提供されたケアプラン数の占める割合の利用状況は別記②の通りです。

## 6 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<ol style="list-style-type: none"><li>① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</li><li>② 事業者及び従業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</li><li>③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後も継続します。</li><li>④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</li></ol>
--------------------------	--

② 個人情報の保護について	<p>① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</p> <p>② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に要する費用は実費負担となることがあります。）</p>
---------------	---

## 7 虐待防止について

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずるよう努めます。

## 8 ハラスメント対策

(1) 事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。

(2) 事業者の職員が利用者に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

## 9 緊急時及び事故発生時の対応方法について

サービスの提供中に事故の発生・容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、家族、介護支援専門員等、保険者へ連絡をいたします。

また、当事業所の介護サービスにより、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

連絡先	氏名	住所	電話番号
家族等			
保険者	一関地区広域行政組合 介護保険課	一関市竹山町7番2号	0191-31-3223
主治医			

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
保険名	介護保険・社会福祉事業者総合保険
保障の概要	予測できない事故の損害額を補償

## 10 指定居宅介護支援内容の見積もりについて

### (1) 担当介護支援専門員

氏名 \_\_\_\_\_ (連絡先：0191-74-3501 )

(2) 提供予定の指定居宅介護支援の内容と料金

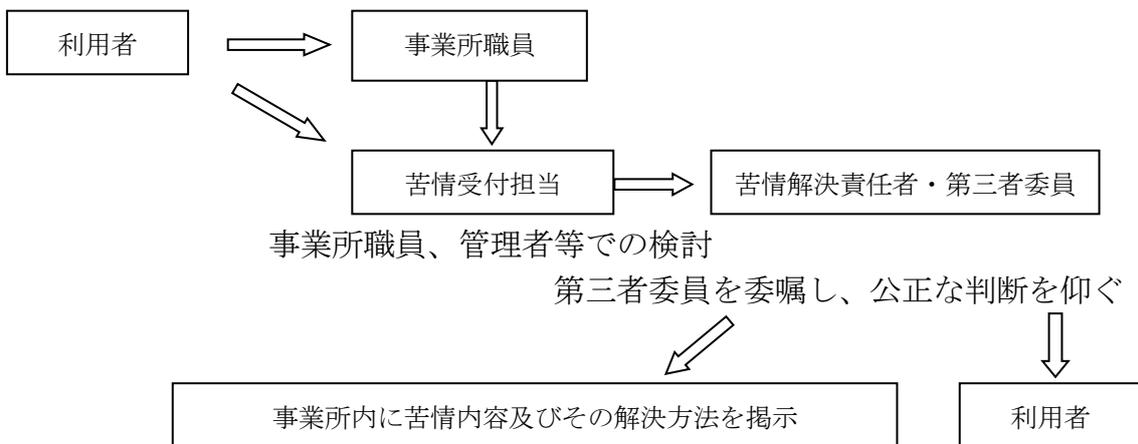
介護保険適用の有無	利用料 (月額)	利用者負担 (月額)	交通費の有無
有	円	円	有・ <del>無</del> サービス提供1回当たり 0 円

11 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

- ア 提供した指定居宅介護支援に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)
- イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

- ・ 苦情等受付書
  - ・ 苦情等受付報告書
  - ・ 苦情等の処理結果報告書
- } 苦情等処理規程に基づき解決にあたります。



(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】	一関市社会福祉協議会 ケアプランセンター興田 一関市大東町鳥海字細田 34-1 TEL 0191-74-3501 FAX 0191-71-3250 受付時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 苦情等処理責任者 佐藤 哲郎 苦情等受付担当者 千田 賢
【市町村（保険者）の窓口】	一関地区広域行政組合 介護保険課 一関市竹山町 7 番 2 号 TEL 0191-31-3223 FAX 0191-31-3224
	一関市役所大東支所 市民福祉課 一関市大東町大原字川内 41-2 TEL 0191-72-4077 FAX 0191-72-2222
【公的団体の窓口】	岩手県国民健康保険団体連合会 保健介護課 (相談・苦情担当)盛岡市大沢川原三丁目 7 番 30 号 TEL 019-604-6700
	岩手県福祉サービス運営適正化委員会 盛岡市三本柳 8 地割 1-3 TEL 019-637-8871
【第三者委員】	菅原 良男 千葉 岩 黄海千鶴子

## 12 その他

- (1) 当事業所は、介護支援専門員実務研修の実習生受け入れ施設として協力しておりますので、訪問等の際実習生を同行することがあります。同行実習及び見学実習をする際には事前に連絡致します。
- (2) 介護支援専門員として必要な知識、技能の養成のため、次の基本的な考えで臨んでおります。理解をいただき、協力をお願い致します。
- ① 実習生の同行実習・見学実習は、事前に実習指導者から助言・指導を受けて実施します。
- ② 実習生が同行実習・見学実習を行う場合、利用者様または家族様並びに関係機関からの了解を得て行います。
- ③ 実習生が、同行実習・見学実習を行う場合、利用者様及び家族様に関する情報収集を行う場合があります。実習生には実習を通して知り得た情報を他者に漏らすことのないよう個人情報保護について十分に指導しております。
- ④ 利用者様及び家族様は、実習生の実習に関しての意見や質問がある場合、同行の実習指導者または介護支援専門員に直接尋ねることができます。
- ⑤ 利用者様及び家族様は、実習生の実習に関して同意した後も、実習生が行う実習について無条件に拒否することができます。また、拒否したことを理由に居宅介護支援サービス上の不利益な扱いを受けることは一切ありません。

## 13 重要事項説明の確認

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-------

上記内容について、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）」第4条の規定に基づき、利用者説明を行いました。

所在地	一関市城内1番36号
法人名	社会福祉法人一関市社会福祉協議会
代表者名	会長 畠山 博
事業所名	ケアプランセンター興田
説明者氏名	印

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住所	
	氏名	印
代理人	住所	
	氏名	印

(別記①) 居宅介護支援業務の実施方法等について

1 居宅介護支援業務の実施

- ① 事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。
- ② 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行います。

2 居宅サービス計画の作成について

- ① 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案作成に際しては、次の点に配慮します。
  - ア 利用者の居宅への訪問、利用者及びその家族に面接により利用者の置かれている環境、立場の十分な理解と課題の把握に努めます。
  - イ 利用する居宅サービスの選択にあたっては、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関する情報を利用者またはその家族に提供します。
  - ウ 介護支援専門員は、利用者に対して居宅サービスの内容が特定の種類、事業者に不当に偏るような誘導または指示を行いません。
  - エ 公正中立なケアマネジメントの実施のため、利用者やその家族がケアプランに位置づけられる居宅サービス事業所について複数の事業所の紹介を求めることが可能であること、また、実際に位置づけられた当該事業所について、位置付けた理由の説明を求めることが可能であることを周知致します。
  - オ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案が、利用者の実情に見合ったサービスの提供となるよう、サービス等の担当者から、専門的な見地からの情報を求めます。
- ② 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望する場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めます。
- ③ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案について、介護保険給付の有無、利用料等の利用者のサービス選択に資する内容を利用者またはその家族に対して説明します。
  - ア 介護支援専門員は、利用者の居宅サービス計画の原案への同意を確認した後、原案に基づく居宅サービス計画を作成し、改めて利用者の同意を確認します。
  - イ 利用者は、介護支援専門員が作成した居宅サービス計画の原案に同意しない場合には、事業者に対して居宅サービス計画の原案の再作成を依頼することができます。

3 サービス実施状況の把握、評価について

- ① 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後において、居宅サービス計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- ② 上記の把握に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、少なくとも一月に一回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するとともに一月に一回、モニタリングの結果を記録します。
- ③ 介護支援専門員は、居宅サービス計画が効果的なものとして提供されるよう、利用者の状態を定期的に評価します。
- ④ 介護支援専門員は、その居宅において日常生活を営むことが困難になったと判断した場合、または利用者が介護保険施設への入院または入所を希望する場合には、事業者は利用者に介護保険施設に関する情報を提供します。

#### 4 居宅サービス計画の変更について

事業者が居宅サービス計画の変更の必要性を認めた場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって居宅サービス計画の変更を、この居宅介護支援業務の実施方法等の手順に従って実施するものとします。

#### 5 給付管理について

事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。

#### 6 要介護認定等の協力について

- ① 事業者は、利用者の要介護認定または要支援認定の更新申請および状態の変化に伴う区分変更の申請が円滑に行われるよう必要な協力を行います。
- ② 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護または要支援認定の申請を利用者に代わって行います。

#### 7 居宅サービス計画等の情報提供について

利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合には、利用者の居宅サービス計画作成が円滑に引き継げるよう、利用者の申し出により、居宅サービス計画等の情報の提供に誠意をもって応じます。

(別記②) 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況について

(1) 前6ヵ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護	17.2%
通所介護	70.2%
地域密着型通所介護	3.9%
福祉用具貸与	59.2%

(2) 前6ヵ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

判定期間 令和6年度 (令和7年3月時点)

前期 (3月1日から8月末)

後期 (9月1日から2月末)

訪問介護	ヘルパーセンター 東山 38.6%	ヘルパーセンター 大東 20.8%	J Aいわて平泉 訪問介護センター いわいの丘 19.2%
通所介護	デイサービス センター興田 36.1%	デイサービス センター東山 22.1%	デイサービス センターひより 16.2%
地域密着型 通所介護	リハビリステーション ふっとアップ 83.7%	宅朗所すりさわデイサ ービスセンター 16.3%	
福祉用具貸与	(有) 宍戸家具部 60.6%	(株) サンメディカル 一関店 8.7%	(株) 小田島アクテ ィー関営業所 6.7%